

県民に対する地域安全情報提供の推進について

県民に対する地域安全情報提供の推進については、平成18年3月14日栃生企第7号外により制定した例規通達で、地域安全情報の提供を行う際の留意事項を定めたのもである。

本通達の内容は、

- ・ 情報提供のあり方
- ・ 情報提供時の配意事項
- ・ 情報提供の手段
- ・ 捜査上の秘密への配慮

などである。